

# 住宅や大規模集客施設の整備を計画している皆さまへ

平成29年4月1日より開始!

北九州市立地適正化計画の

□居住誘導区域外の区域における、一定規模以上の住宅の建築等

□都市機能誘導区域外の区域における、誘導施設(大規模集客施設)の建築等の際には、都市再生特別措置法に基づく

## 事前の届出が必要です!

### 1 届出の必要な行為について

居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の建築等 又は、都市機能誘導区域外における誘導施設(大規模集客施設)の建築等の際には市長へ届け出る必要があります。

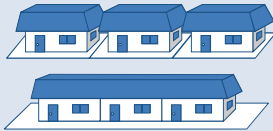
#### (1) 住宅の建築等の届出(都市再生特別措置法第88条関係)

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられています。

開発行為

3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

(例1) 3戸の開発行為  
⇒届出が必要



1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000m<sup>2</sup>以上の規模のもの

(例2) 1,200m<sup>2</sup>  
1戸の開発行為  
⇒届出が必要



(例3) 800m<sup>2</sup>  
2戸の開発行為  
⇒届出不要

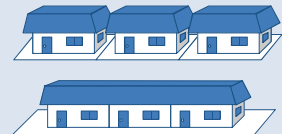


建築等行為

3戸以上の住宅を新築する場合

建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(例1) 3戸の建築行為  
⇒届出が必要



(例2) 1戸の建築行為  
⇒届出不要



#### (2) 誘導施設の建築等の届出(都市再生特別措置法第108条関係)

都市機能誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられています。

開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

開発行為以外

誘導施設を有する建築物を新築する場合

建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合

建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

○誘導施設

商業施設等	商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等不特定多数の人が利用する施設であり、施設の床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの
公共施設	国・県市の拠点施設(庁舎、区役所、基幹図書館)
病院	病床数200床を超えるもの
大学等	学生数が500名を超えるもの

### 2 届出期限・届出窓口について

対象となる行為に着手する日の30日前までに、都市計画課に届け出てください。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、30万円以下の罰金に処せられます(都市再生特別措置法第130・131条)。

詳しくは北九州市役所13階 建築都市局 都市計画課(TEL:093-582-2451)にお問い合わせ下さい。